

障がい者医療

老人医療

ひとり親家庭医療

乳幼児医療

これらの医療証をお持ちの方へ



平成30年4月1日から

**大阪府の  
福祉医療費助成制度が**  
(補助基準)

**変わります。**

詳しくは中面をご覧ください。

## 平成 30 年 4 月 1 日から 大阪府の福祉医療費助成制度が変わります。 (補助基準)

福祉医療費助成制度は、障がいのある方やひとり親家庭などの方々を対象に、医療費の自己負担の一部を助成する市町村の独自制度で、府は市町村に対して補助を行っています。

助成を必要とする方々が安心して医療を受けられるよう補助基準を見直し、平成 30 年 4 月 1 日から対象者や対象医療、一部自己負担額を変更します。

### ○対象者の変更

変更前 (平成 30 年 3 月 31 日まで)		変更後 (平成 30 年 4 月 1 日から)	
区分	対象者	区分	対象者
障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1・2 級所持者</li> <li>・重度の知的障がい者</li> <li>・中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者</li> </ul>	障がい者医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更前の障がい者医療対象者</li> <li>・65 歳以上の障がい者医療対象者</li> </ul> <p>【拡充】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者</li> <li>・特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1 級該当者</li> </ul>
老人医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>65 歳以上で</li> <li>・障がい者医療対象者</li> <li>・ひとり親家庭医療対象者</li> <li>・特定疾患治療研究事業実施要綱(平成 27 年 1 月改正前)に規定する疾患のうち別に定める疾患を有する者</li> <li>・感染症予防法に基づく結核医療を受けている者</li> <li>・障害者総合支援法に基づく精神通院医療を受けている者</li> </ul>		ひとり親家庭医療
ひとり親家庭医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の 18 歳に到達した年度末日までの子</li> <li>・上記の子を監護する父又は母</li> <li>・上記の子を養育する養育者</li> </ul>	乳幼児医療	変更なし
乳幼児医療	就学前児童	対象外	重度障がい者医療の対象にあてはまらない方(ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での老人医療対象者については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります)

### ○対象医療・一部自己負担額の変更

平成 30 年 4 月 1 日からの変更点(赤字下線部分)

区分	対象医療	一部自己負担額			
		1日当たりの負担額	一つの医療機関等当たりの負担日数上限	院外調剤への自己負担	複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額
障がい者医療	医療保険が適用される医療	一つの医療機関・訪問看護ステーション当たり 入院・入院外 1日 500円以内	なし	一つの薬局当たり 1日 500円以内	3,000円
老人医療(経過措置)	●訪問看護ステーションが行う訪問看護(医療保険分)への対象拡充				
ひとり親家庭医療	●精神病床への入院は助成対象外 ※ただし、平成 30 年 3 月 31 日時点での福祉医療費助成制度対象者(法別番号 90 の助成対象者を除く)については、経過措置として平成 33 年 3 月 31 日まで引き続き助成対象となります。	あり (月 2 日まで)	なし		2,500円
乳幼児医療					



## ここがポイント！ Q & A

市町村によって、制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

**Q** 1. 対象者はどのように変更されますか。

**A** 平成30年4月1日以降、老人医療と障がい者医療・ひとり親家庭医療を整理・統合します。障がい者医療において、精神障害者保健福祉手帳1級所持者と特定医療費（指定難病）・特定疾患受給者証所持者で障害年金（または特別児童扶養手当）1級該当者を新たに対象拡充する一方、これまで老人医療において助成対象となっていた65歳以上の重度以外の難病患者・結核患者、精神通院医療対象者を助成対象外とします。

ただし、平成30年3月31日時点での老人医療対象者については、3年間の経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります（毎年医療証の更新は必要となります）。

**Q** 2. 精神病床への入院の取扱いはどのように変更されますか。

**A** 平成30年4月1日以降、障がい者医療・老人医療（経過措置）・ひとり親家庭医療・乳幼児医療において、精神病床への入院は助成対象外となります。

ただし、平成30年3月31日時点での障がい者医療・老人医療・ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者については、3年間の経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。

なお、市町村によって、取扱いが異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。

**Q** 3. 訪問看護ステーションが行う訪問看護の取扱いはどのように変更されますか。

**A** 平成30年4月1日以降、障がい者医療・老人医療（経過措置）・ひとり親家庭医療・乳幼児医療において、訪問看護ステーションが行う訪問看護も助成対象となります（1日の利用につき500円以内の支払いとなります）。

**Q** 4. 自己負担額に変更はありますか。

**A** ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々の一部自己負担額に変更はありません。障がい者医療・老人医療経過措置対象者の方々は、1日当たりの負担額（500円以内）に変更はありませんが、平成30年4月1日から新たに院外調剤・治療用器具への自己負担を導入します（院外調剤については薬局単位、治療用器具については医師の意見書等の枚数単位で一部自己負担額を徴収します）。また、一つの医療機関等当たりの負担日数上限（月2日まで）がなくなり、月額上限額が2,500円から3,000円となります。

**Q** 5. 同じ医療機関を月に何度も受診した場合の支払額はようになりますか。

**A** ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々の支払額に変更はありません(一つの医療機関等当たり月2日までの支払い)。

障がい者医療・老人医療経過措置対象者の方々は、受診日数に応じて1日500円以内の支払いとなりますが、医療機関等によっては、窓口での1カ月の支払額が3,000円までとなることがあります(※1)。1カ月の支払額の総額が3,000円を超えた場合でも、市区町村の窓口で手続きを行うことで、超過額をお返し(償還)します(※2)。

※1 国の自立支援医療や指定難病医療費助成のように、複数の医療機関等で自己負担上限額管理票を共有し、1カ月の支払額を合計して管理するものではありません。あくまで個々の医療機関等で1カ月の支払額を管理するものです。

※2 市町村によっては、郵送受付や自動償還を行う場合もあります。

	福祉医療適用前	福祉医療適用後		
		平成30年3月31日まで	平成30年4月1日以降	
		障がい者医療 老人医療 ひとり親家庭医療 乳幼児医療	障がい者医療 老人医療(経過措置)	ひとり親家庭医療 乳幼児医療
1日目	300円	300円	300円	300円
2日目	2,000円	500円	500円	500円
3日目	1,000円	なし	500円	なし
4日目	1,200円	なし	500円	なし
5日目	2,000円	なし	500円	なし
6日目	300円	なし	300円	なし
7日目	1,000円	なし	500円(400円)	なし
8日目	300円	なし	300円(なし)	なし

※( )は一つの医療機関等の窓口での1カ月の支払額が3,000円までの場合

**Q** 6. 月額上限額に院外調剤の一部自己負担額は含まれますか。

**A** 含まれます。医科・歯科・院外調剤・訪問看護・治療用器具などすべての一部自己負担額の合計が月額上限額を超えた場合、市区町村の窓口で手続きを行うことで、超過額をお返しします。

ただし、ひとり親家庭医療・乳幼児医療対象者の方々は、院外調剤・治療用器具の自己負担はありません。

**Q** 7. 現在所持している医療証は平成30年4月1日以降も使用できますか。

**A** 受給資格を喪失していない限り、有効期間内の医療証は使用できます。

市町村によって医療証の更新のタイミングが異なりますので、市町村の案内に従って更新手続きをお願いします。

**お問い合わせ**

市町村によって制度の内容が異なる場合がありますので、詳しくは市区町村の福祉医療費助成担当課にお問い合わせください。



大阪府

HP 大阪府 福祉医療 市町村担当課

検索

福祉部国民健康保険課 福祉医療グループ ☎06(6944)6683

平成30年1月発行